

制度導入後の手続方法等について

1 宣誓手続の流れ

宣誓手続は女性活躍推進課（希望により会議室）で行う。

宣誓は事前予約制とし、受付時間は、年末年始を除く平日の 8:45～17:15 とする。

① 予約

- ・電話 or 電子申請で原則 5 営業日前まで
- ・希望日時の確認（第 3 希望まで）
- ・個室希望の有無確認
- ・子の記載希望・通称名希望の有無確認
- ・旭川市以外（8 町）での宣誓希望有無確認
- ・必要書類の確認・説明

② パートナーシップの宣誓・宣誓書受領証の交付

- ・本人確認（戸籍届出と同程度）
※免許証等官公署発行の顔写真付証明書 1 点又は保険証など 2 点
- ・必要書類の確認
 - ★住民票の写し，戸籍抄本 or 独身証明書
 - ☆通称名希望：通称名が確認できる社員証，病院の診察券，公共料金の請求書，郵便物（2 点）等
 - ☆子の記載希望：関係を確認できる戸籍抄本，同居が確認できる住民票の写し
- ・当事者 2 人が宣誓書に署名（代筆可）
- ・宣誓書受領証及び宣誓書（受付印押印）写しを交付

【検討中】

写真撮影できるパネル，壁に貼るタペストリー等の作成

③ 受領カードの交付

- ・宣誓後 1 週間を目途に郵送（簡易書留）
※窓口交付としている自治体もあるが，利用者の負担軽減のため郵送とする
郵送料は旭川市負担とする

2 上川中部圏域内での連携方法

連携協定の締結により、上川中部1市8町どこの自治体でも、宣誓や各種手続を可能に。

住んでいる自治体以外で宣誓を希望する場合の手続の流れ

【例】東神楽町民が旭川で手続する場合／「1 宣誓手続の流れ」と重複する内容は省略

① 予約（東神楽町）

- ・希望日時等を聴き取り、担当者が旭川市と日程調整
- ・本人に調整した日時を連絡

② 宣誓（旭川市）

- ・受領証等交付まで2週間程度かかる旨を説明
- ・受領した書類一式を東神楽町に郵送（簡易書留）※写し等は保存しない

③ 宣誓書受領証&受領カードの交付（東神楽町）

- ・宣誓書写しを添えて宣誓書受領証及び受領カードを郵送